



# かつの土地改良区だより

## 21世紀土地改良区創造運動

八幡平小学校5年生 田植え体験学習



21世紀土地改良区創造運動として今春5月29日、八幡平小学校5年生の学習田体験農業活動に参加させてもらいました。子供たちは裸足で田んぼに入り、泥の感触を楽しみながら苗を植えていきました。児童は体験学習をとおし農作業の大変さを実感しておりました。

## 土地改良区の役割

### ① 排水管理

通常はもとより、特に洪水時には懸命な排水管理が行われます。これは、農地を守るだけでなく、地域全体に防災効果が発揮されます。

### ② 用水管理

農業用水は、時には防火用水や消雪用水としても利用されます。各所に網の目のように配置された用水路は、地域の人々にとっても必要不可欠な用水となっています。

### ③ 農道管理

農業生産活動のために配置された農道は、都市化の広がりにより、一般の人々が利用する生活道路としての役割も大きくなっています。

### ④ 地域環境との調和

用水路や排水路は、さまざまな生物が生きていくための役割を担っており、多くの動植物の命を育んでいます。これからは、動植物が暮らしやすい水路や施設の整備を行っていきます。

水土里ネットかつの  
かつの土地改良区

〒018-5201  
秋田県鹿角市花輪字荒田4-1 鹿角市山村開発センター内  
TEL 0186-23-3762 FAX 0186-23-8378  
E-mail midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp

かつの土地改良区

検索

# 令和2年度 臨時総代会開催

◇◇◇◇ 総代会とは、かづの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です ◇◇◇◇

去る令和2年7月19日(日)午前9時30分より、鹿角市山村開発センター視聴覚ホールにおいて令和2年度臨時総代会が新型コロナウイルス感染防止に配慮しつつ開催されました。

議案は、令和元年度事業報告、一般会計収支決算等並びに令和2年度一般会計収支補正予算、施設維持管理規程の改正、土深井ため池の譲与による定款の一部改正、令和2年度地区編入及び加入金等を審議いたしました。

今回の議長は、瀬の沢地区総代の金澤学氏が選任され議案審議に入り、提案18議案は原案通り満場一致に合わせ書面議決により可決されました。

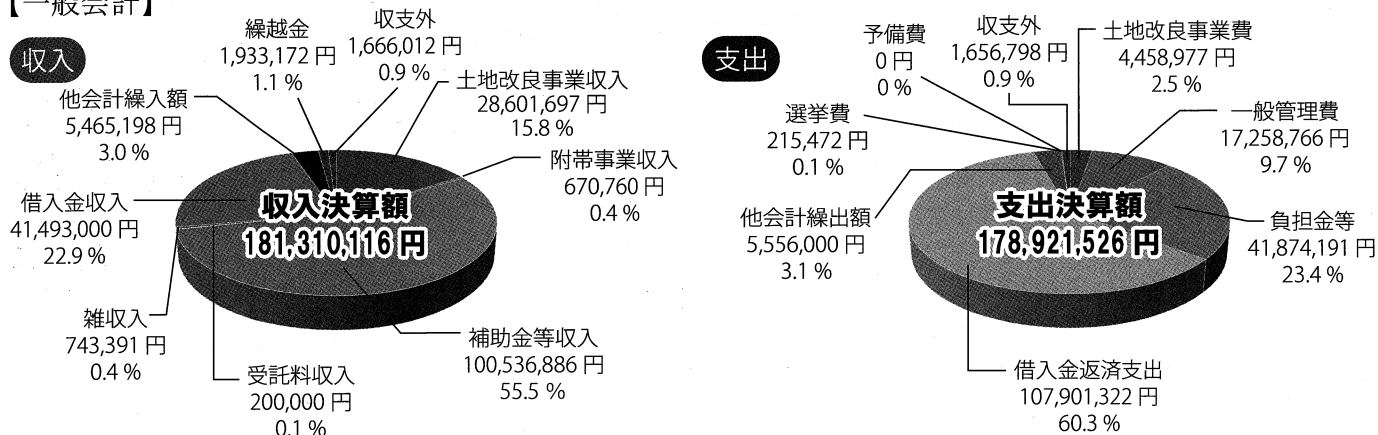
<出席者数> 総代 58名中(定数 60名中欠員 2名) 34名出席、書面議決書 23名、欠席 1名(出席率 98.3%)

## ＝ 主な議決事項 ＝

### ◆令和元年度一般会計決算及び財産目録の承認

事業については、令和元年度一年間における活動について報告し承認されております。令和元年一般会計決算及び財産目録については下記のとおり承認されました。

#### 【一般会計】



一般会計収入支出差引残金 2,388,590円 次年度へ繰越

#### 【財産目録】

単位：円

資 産		負 債	
1. 流動資産	4,422,684	1. 固定負債	166,115,239
現金及び預金	4,058,154	(日本政策金融公庫借入金)	
未収賦課金	364,530	花輪地区借入金	(27,980,000)
2. その他固定資産	35,196,571	高屋地区借入金	(15,182,400)
基本財産積立金	17,469,916	末広地区借入金	(109,867,739)
特定資産	17,726,655	永田地区借入金	(1,998,500)
		大久保地区借入金	(487,800)
		腰廻地区借入金	(10,598,800)
合計金額	39,619,255	合計金額	166,115,239

※日本政策金融公庫借入金については、関係組合員負担分です。

### ◆令和2年度一般会計補正予算の議決

収入の部では、土地改良事業収入 158,000円増、補助金等収入 423,000円増、雑収入 182,000円減、繰越金 889,000円増、収入補正後予算額合計 76,692,000円。

支出の部では、一般管理費 453,000円増、他会計繰出額 659,000円増、予備費 176,000円増、支出補正後予算額合計 76,692,000円。

以上、令和2年度一般会計補正予算は議決されました。

## >>> 令和2年度 中間財務報告 <<<

本土地改良区の財務状況を知っていただくため、下記のとおり令和2年4月1日から8月31日までの一般会計収支予算の執行状況並びに財務に関する事項を公表致します。

### 【令和2年度 一般会計予算の執行状況】

令和2年8月31日現在 単位：円

収入予算科目	予算額	収入額	収入率	支出予算科目	予算額	支出額	執行率
土地改良事業収入	29,170,000	0	0%	土地改良事業費	3,959,000	0	0%
附帯事業収入	352,000	264,920	75.3%	一般管理費	21,819,000	7,679,454	35.2%
補助金等収入	1,841,000	1,162,000	63.1%	負担金等	34,940,000	0	0%
受託料収入	1,850,000	684,000	37.0%	借入金返済支出	7,573,000	0	0%
雑収入	903,000	480,916	53.3%	他会計繰出額	7,579,000	0	0%
借入金収入	34,560,000	0	0%	予備費	822,000	0	0%
他会計繰入額	5,627,000	5,000,000	88.9%	収支外	—	698,668	—
繰越金	2,389,000	2,388,590	99.9%				
収支外	—	670,333	—				
<b>収入合計</b>	<b>76,692,000</b>	<b>10,650,759</b>	<b>13.9%</b>	<b>支出合計</b>	<b>76,692,000</b>	<b>8,378,122</b>	<b>10.9%</b>
収入支出差引残				2,272,637			

## >>> 令和2年度 賦課金徴収について <<<

賦課徴収の対象経費	賦課基準 (10a当たり)				
土地改良区の運営に要する経常費	事務費	地区内の田		1,000円	
		地区内の畑		500円	
		末広事業地区		500円	
		腰廻事業地区		300円	
	維持管理費	花輪地区	地区内の農地		200円
		十和田地区	//		500円
		瀬の沢地区	//		500円
	間瀬川地区	//		200円	
	末広地区	//		1,000円以内	
借入償還金等 <small>※単価については面積割平均単価として記載</small>	特別賦課金	花輪地区	県営ほ場整備事業 田	5,454円	
			// 畑	1,854円	
			// 基金	245円	
		高屋地区	//	田	5,622円
		末広地区	県営ほ場整備事業		70円以内
		永田地区	地下かんがいシステム導入支援事業		4,035円
		大久保地区	//		5,267円
賦課期日	令和2年10月1日	徴収期限	令和2年11月30日		
徴収方法	かつの農業協同組合と委託契約に基づき徴収又は、本土地改良区において直接徴収				
賦課基準日	令和2年4月1日現在の土地原簿の地積による				

### 賦課金口座振替 のご案内

当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨しています。農協に口座をお持ちの組合員の方は『**口座振替依頼書**』を提出していただきますと、今後継続して賦課金を指定口座から振替することが出来ます。

ご希望の方は、かつの土地改良区までご連絡ください。

**かつの土地改良区**  
☎ 0186-23-3726

## 21世紀土地改良区創造運動

「21世紀土地改良区創造運動」は土地改良区が、全土連や県土連、国、県、市町村の行政機関の支援、地域住民との連携の下に行われている運動です。この運動は、通称「21創造運動」と呼ばれ、平成13年度から全国で展開されています。「水土里ネットかつの」も平成15年から市内小学校を対象として、農業体験や施設説明などの活動をしております。

### 八幡平小学校5年生 稲刈り体験学習 R1年10月



土地改良区への届出を忘れていませんか

## 組合員資格の変更には届出が必要です

農業委員会に届出や、法務局への登記が完了したので当土地改良区の土地原簿も必然的に訂正されるとお考えになる方も多いようです。土地改良法第43条の組合員の資格得喪の通知義務により、組合員の皆様から届出が無い限り、変更前の状態で賦課されることになります。

農地の権利関係に、下記のような移動があった場合は、当改良区に必ず届出ください。

1. 組合員資格得喪	①生前一括贈与する場合 ②農業者年金(経営移譲による)を受給する場合 ③組合員が死亡した場合 ④売買・賃借権・利用権等で資格が移った場合
2. 賦課金の口座振替	口座番号を変更・解約した場合
3. 農地転用・地区除外	当土地改良区の地区内にある農地(田)を宅地、道路等の目的に転用する場合は、転用組合員と転用関係者の連名で「農地転用等の通知書」と「地区除外申請書」を提出してください。
4. 施設等の他目的使用	当改良区が管理する施設に各種雑排水・し尿浄化水を放流するとき又は、公共下水道に切り替えるとき。

## 滞納賦課金は新組合員に継承されます

### 土地改良法 第42条第1項 権利義務の継承

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は、一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は、一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは、一部についての権利の継承又は、第三条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は、一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

農地の売買等の契約をされる場合は、必ず土地改良区に滞納賦課金について確認をしていただき**当事者間で滞納金を清算してから、所有権移転するようにお願いします。**

◆詳しくはかつの土地改良区へご相談ください ☎ 0186-23-3762

**NO!**  
作業事故



家族や仲間と声を掛け合って  
作業事故を防ぎましょう!

農  
作  
事  
故  
ノ  
ー  
ミ  
ス

### トラクターによる事故 ●●●●●●●●●●

トラクターが転倒・横転し、投げ出されて機体の下敷きになった。

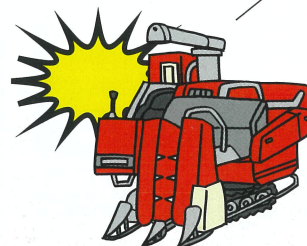
### 機械への巻き込まれ事故 ●●●●●●●●●●

コンバインで手こぎ作業を行っていたところ、手が巻き込まれた。



### 耕うん機、刈払機による事故 ●●●●●●●●●●

耕うん機をバックさせ、木と機体の間に挟まれた。  
草刈り中に足を滑らせて刈払機で足を切った。



**ノ一作業事故で笑顔の営農!**